

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月26日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市南区西荒神町 1－8
氏名	株式会社浅沼組 広島支店
	執行役員支店長 荒谷 拓司
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-568-8311
広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、令和6年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社浅沼組 広島支店
事業場の所在地	広島市南区西荒神町 1－8
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	別紙2の通り
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

条例別紙1
 (条例-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和5年度）実績量
 計画：今年度（令和6年度）計画量

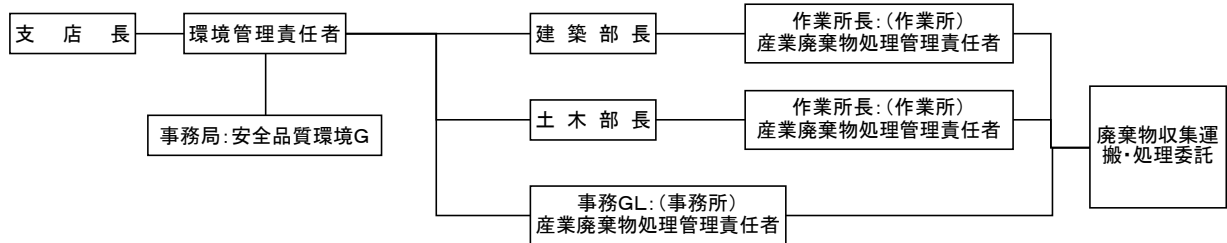
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
産業廃棄物の種類	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	14.575	20									14.575	20	14.575	20	11.775	16				
紙くず	2.4	5									2.4	5	2.4	5	2.4	5				
木くず	15.345	10									15.345	10	12.045	8	15.345	10				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	1.808	2									1.808	2	1.808	2	1.808	2				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
鋳さい																				
がれき類	550.16	500									550.16	500	436.6	400	549.42	450				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
廃石綿(特管)																				
廃石膏ボード	14.57	10									14.57	10	14.57	10	14.57	10				
建設混合廃棄物	8.726	5									8.726	5	8.726	5	8.258	3				
水銀使用製品産業廃棄物(廃蛍光灯)																				
石棉含有がれき類	15	0									15	0	15	0						
合計	622.584	552	0	0	0	0	0	0	0	0	622.584	552	505.724	450	603.576	496	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	令和5年度 広島支店管轄完成工事高 6,860百万円
③従業員数	59名（広島支店管内：令和6年4月1日現在）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	作業所施工による産業廃棄物の発生 ⇒ 運搬及び処分の委託 1)がれき類：処理委託し再生砕石等。再生できないくず類については安定型処分場に廃棄 2)廃プラスチック類：中間処理委託し、選別・圧縮等の工程を経て原燃料等として再生。再生不可のものは安定型処分場に廃棄 3)紙くず：有償売却。不可のものは中間処理委託し、製紙原料・セメント原燃料等として再生 4)木くず：中間処理委託し、破碎後バイオマス発電燃料・堆肥・マルチング材等として再生 5)金属くず：有償売却。不可のものは中間処理委託し、原料として再生 6)石膏ボード：中間処理委託し、ボード等原料・改良材などとして再生。再生不可のものは管理型処分場に廃棄。 7)混合廃棄物：中間処理委託し選別し、上記の処理を実施。選別できないものについては安定型もしくは管理型処分場に廃棄

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等）



3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ☐ 新築工事における建設廃棄物排出量の目標設定 RC造：28kg/m ² 以下、S造：16kg/m ² 以下。 ☐ 建設廃棄物排出量抑制行動内容 ・資材の適量発注により余剰品、過剰在庫の抑制 ・施工ミス削減 ・資材の簡易包装、再利用可能な梱包の使用 ・適切な分別により、有価物処理の実施
②計画	(今後実施する予定の取組) ☐ 新築工事における建設廃棄物排出量の目標設定 RC造：28kg/m ² 以下、S造：16kg/m ² 以下。 混合廃棄物については 4kg/m ² 以下 ☐ 建設廃棄物排出量抑制行動内容 上記事項を継続実施

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ☐ 各作業所において、コンクリート塊・アスコン塊・木くずの特定建設資材を基本に、その他がれき・陶磁器コンクリートくず・紙くず・段ボール・廃プラスチック類・金属くず・石膏ボード（一部広域認定制度利用）などに分別を実施 ☐ 混合廃棄物排出量を 4 kg/m ² （施工床面積対比）として目標設定
②計画	(今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記事項を継続実施

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 実施していない
②計画	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 実施していない
②計画	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 実施していない
②計画	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 各作業所毎に産業廃棄物の適切処理・委託を徹底 ・中間処理施設の確認、処分場の現状確認の実施 ・各許可関係、中間処理後の処理ルートの確認 ・マニフェストなどを通し、各委託業者の管理・監視の徹底
②計画	(今後実施する予定の取組) 上記事項を継続実施 これに加えて、マニフェスト及び委託契約書の電子化促進を行う